ギフトネットコム出展規約

第 1 条(総則)

1. 本規約は、株式会社アスカネット（以下「甲」という)がインターネット上で運営するギフトサービス「ギフトネットコム」への出展に関し、甲と出展者(以下「乙」という)との間の契約関係(以下「本契約」という)を定めるものである。
2. 甲乙間において取引に関する基本契約（契約の名称の如何を問いません）が別途ある場合でも、ギフトネットコムにおける取引その他ギフトネットコムに関連する事項については、全て本規約および甲乙間で本規約に関連して本規約と同じ効力を持つものとして本規約の乙への効力発生時またはその後に別途合意した事項 （以下、両者を併せて「本規約等」という）の規定のみが適用されるものとする。

第 2 条(出展の申込)

1. 乙は、ギフトネットコムにおいて出展を希望する場合、甲所定の方法により申込を行わなければならない。
2. 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ内に乙の商品を、乙が本規約等に従って出展することを許諾する。

第 3 条(届出事項)

1. 乙は、第 2 条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、また変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
   (1) 商号(屋号)、代表者名および住所
   (2) 出品商品
   (3) 出展の責任者(以下「管理責任者」という)の氏名、メールアドレス、電話番号
   (4) 代金の振込口座
2. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が通延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。ただし乙の休業日他により、到達が明らかに確認できない場合はこの限りではない。
3. 甲が第 1 項により届出のあった乙の管理責任者のメールアドレス(以下「届出メールアドレス」という)にメールを送信した場合には、該当メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。
4. 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙

による確認または当該メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

第 4 条(アカウント発行)

甲は、乙に対し、申込を承諾した場合、ギフトネットコムへの出展に必要となる ID およびパスワードを発行する(ID・パスワードの発行日を以下「アカウント発行日」という)。

第 5 条(出品商品の表示)

1. 乙は、前項の出品商品の掲載にあたり、次の事項を順守する。
   (1) 本規約等に反する表示をしないこと
   (2) わいせつ、グロテスクその他ユーザが不快感を覚える表示をしないこと
2. 甲は、乙の出品した商品の審査を行うものとし、その商品がギフトネットコムにふさわしいと認めた場合には、出品を許可し、ギフトネットコム上に公開する。
3. 乙は、出品商品について、常に最新の情報をユーザに提供するよう、定期的に更新を行う。
4. 甲は、乙の出品した商品がギフトネットコムにふさわしくないと判断した場合には、商品の表示変更を求めることができ、また甲が商品の掲載を停止または削除することができる。乙はこれに従うものとする。
5. 乙は、法令等に基づき商品を販売するための許認可または届出が必要な場合、当該許認可を取得し、または届出を完了していなければならず、併せて、当該許認可の取得、届出の完了の事実を、ギフトネットコム上の甲所定の場所に 適切に表示しなければならない。

第 6 条(商品の送付)

1. 乙は、ギフトネットコムを通して、交換者より商品の交換申込みがあった場合には、その者(以下「交換者」という)に対して、商品の送付を直接行う。
2. 乙は、交換者との間で、商品の不着、到達遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、また表示内容に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が交換者その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、 乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。

第 7 条(管理責任者)

1. 乙は、本契約に基づく出展を行うに際して、以下の業務を行う。
   (1) 管理責任者およびギフトネットコムへの出展に関与する者に対し、システムおよびその利用方法を十分理解させること

(2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールアドレスを管理させること

2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続きをしなければならない。

第 8 条(著作権等)

1. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物または第三者が商標権を有する商標を出品ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作権または商標権を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。
2. 乙は、甲に対し、乙または第三者の著作物について、甲がギフトネットコムのプロモーションのために、甲が無償で使用することを許諾する。

第 9 条(業務委託)

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。乙が自らの業務を第三者に委託する場合には、事前に甲の書面による承諾を得なければならないものとする。
2. 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を順守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第 10 条(契約期間)

本契約の有効期間は、アカウント発行日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 11 条(商品代金)

1. 商品代金は、乙が出荷処理を行ったものを基準として計算され、商品の代金、予め開示或いは取り決めた商品の発送料、消費税と合わせたものとする。
2. 商品代金は、当月 1 日から当月末日までの期間について計算される。
3. 商品代金は、サーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲所定の方法により当該月の商品代金を確認し、その内容に異議がある場合には、甲に対し、甲所定の期限までに、所定の方法によりこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず甲所定の期限が経過した場合には、商品代金は、甲算定の数値で確定する。
4. 甲は、乙に対し、計算対象となる月の翌月末までに、商品代金により計算された対象月の料金を翌月末までに、乙の指定口座に振り込むものとする。

5. 次のいずれかに該当する場合、甲は商品代金の支払いを留保することができる。
   (1) 甲が、乙が発送した商品が交換者に届いていない等商品代金の支払いを留保することが相当であると判断した場合
   (2) 甲が、乙が本利用約款に違反したもしくは違反するおそれがあると判断した場合
6. 甲から乙に支払われる金銭の支払いについて必要となる費用は乙の負担とする。

第 12 条(帳簿の保存)

1. 乙は、商品の交換者、商品、注文番号、注文個数などの売買契約等の成立を証する記録、商品発送簿その他の甲所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」という）を作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間は乙の事務所内に保存するものとする。
2. 乙は、甲から要求を受けた場合、取引関連データ等を甲に対して直ちに開示するものとする。

第 13 条(交換者情報)

1. 乙は、第三者に交換者に関する一切の情報（以下「交換者情報」という）を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、配送業務を委託している配送業者等、第９条に基づき業務を委託する第三者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で商品の配送に必要な範囲で、交換者情報を開示することができる。
2. 乙は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者としての義務等を順守しなければならない。
3. 乙は、顧客情報の漏洩がギフトネットコムの信用を毀損する等、重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、交換者情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より交換者情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲において生じた一切の損害および費用負担(交換者へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む)を賠償する責に任ずる。
4. 前項の規定は、本契約終了後おいても引き続きその効力を有するものとする。

第 14 条(守秘義務)

1. 甲および乙は、本規約の有効期間中および有効期間終了後７年間（ただし、交換者情報についての乙の本項の義務の存続期間に関しては、前条４項が適用されるものとする)、本規約等および本規約等に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2. 甲は、前項にかかわらず、ギフトネットコムの運営に必要な範囲で、甲と守秘契約を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第 15 条(禁止事項)

1. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
   (1) 法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
   (2) 公序良俗に反する行為
   (3) 交換者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
   (4) 甲、他の出品者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
   (5) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
   (6) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
   (7) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為、または不正なアクセスを試みる行為
   (8) その他、甲が不適切と判断する行為
2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品、第三者の構利を侵害するおそれのある商品、ギフトネットコムのイメージに合致しないと甲が判断した商品の出品をすることができない。

第 16 条(出展者の義務)

乙は、ギフトネットコムから商品の発送依頼の通知を受けてから 7 日（ただし乙の休業日を除く）以内に、交換者に対して商品の発送を行うものとする。

第 17 条(注文のキャンセル)

乙は、該当する商品在庫に不具合や瑕疵が判明した等正当な事由がある場合に限り、甲の提供するシステムにより注文をキャンセル（以下「キャンセル処理」といいます）することができる。

次のいずれかに該当する場合、乙は、キャンセル処理を行うことはできない。

(1) 乙が、交換者に対して、甲所定の方法により商品等を発送した旨の通知を行った場合
(2) ギフトネットコムから商品の発送依頼の通知を受けた翌日から起算して 3 日を経過した場合

第 18 条(商品等の情報の変更削除義務)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに商品等の情報を変更または削除しな

ければならない。

(1) 商品等の情報に誤りまたは変更すべき内容がある場合

(2) 商品等の情報が本利用約款または法令等に違反する場合

(3) 乙が商品等の情報または商品等について行政指導または行政処分を受けた場合

(4) 第三者が乙の商品等と同一の商品について行政指導または行政処分を受けた場合

(5) 商品等の情報に重大な問題があると甲が判断した場合

2. 前項に基づき変更または削除すべき原因が、商品等の販売条件またはギフトネットコムの運営に重大な影響を及ぼすものである場合、乙は、当該原因を発見後、直ちにその旨を甲に書面またはメールにて通知するものとする。

第 19 条(商品の確保等)

1. 乙は、商品が確保できていない場合、商品を適正に利用するために必要な権利を移転できない場合、または役務提供ができない場合、出品してはならない。
2. 乙は、前項の場合、商品等の情報を削除するなどの対策を行うこととする。

第 20 条(クレーム対応等)

1. 乙は、乙または商品等に関連して、交換者または第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講ずる。
2. 乙は、前項のクレームを解決するにあたって、交換者または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を甲に対して報告する。
3. 乙は、乙または商品に関連して、甲がお客様または第三者からクレームを受けた場合、本規約等の有効期間中はもとより本規約等の有効期間終了後においても、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、甲にいかなる迷惑もかけないものとする。乙または商品に関連して甲が損害（弁護士費用を含みます）を被ったときには、乙はその損害を賠償するものとする。

第 21 条(法令等の順守事項)

1. 乙は、法令等を順守し、また、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければならない。
2. 乙は、商品等の品質、機能、安全性、警告表示および取扱説明書の記載に誤りや過不足がないよう万全の注意を払わなければならず、監督官庁または業界団体から商品等のリコールや自主規制が要請された場合、速やかにこれに応じるものとする。
3. 乙は、本利用約款および法令等が改定された場合、速やかにこれを確認しなければならない。
4. 乙は、本サービスの利用に関連して乙、お客様、甲または第三者に被害が生じ、甲が乙

に対し所管の警察署へ被害届の提出を要請した場合、可能な限りこれに協力するものとする。

5. 乙は、甲が乙による商品の販売方法が本規約等および法令等に違反しているもしくはそのおそれがあると判断し、または乙の交換者への対応もしくは商品がギフトネットコムにふさわしくないと判断して、甲が乙にその是正を求めたときは、速やかに是正するものとする。

第 22 条(パスワードの管理等)

1. 乙は、第 4 条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
2. 乙は、コンテンツの送信その他ギフトネットコムへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行された lD およびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他ギフトネットコムへのアクセスについて、送信された lD およびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第 23 条(サービスの一時停止)

乙は、ギフトネットコムへの出展において甲が提供するサービス(以下「サービス」という)について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による損害の補償等を甲に請求しないこととする。

(1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
(2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
(3) 甲、乙その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判新した場合における停止

第 24 条(出品停止等)

甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出品の停止、乙が表示したコンテンツの削除、 出品停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。

(1) 本規約等に違反したとき
(2) 乙の商品を受け取った交換者から商品の不着、到達遅延等に関する苦情が頻発したとき
(3) その他甲が出品停止等の措置が必要と判断したとき

第 25 条(免責)

1. 甲は、乙が出品に関して被った一切の損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本規約等に基づく出品商品の全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出品停止、交換者との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、ギフトネットコムの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由によりギフトネットコムにおける乙の出品に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第 26 条(甲による解除・解約)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに、乙によるサービスの利用停止、乙のアカウントの抹消、または本規約等の解除をすることができ、これらの場合、直ちに乙の出品商品をギフトネットコムおよびサーバから削除することができる。
   (1) 本規約等に違反したとき
   (2) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行等の申し立てを受けたとき
   (3) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
   (4) 乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
   (5) 解散または営業停止状態となったとき
   (6) 甲による連絡が取れなくなったとき
   (7) 取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
   (8) 取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき
   (9) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
   (10) その他甲が乙との出品契的の継続が困難であると判新した場合
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1 ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
3. 前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 27 条(反社会的勢力との関係を理由とする解除)

1. 甲は乙が次のいずれかに該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく、乙によるサービスの利用停止、乙のアカウントの抹消、または本規約等の解除をすることができ、これらの場合、直ちに乙の出品商品をギフトネットコムおよびサーバから削除すること

ができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
(2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき
(3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
(4) 乙(乙が法人である場合はその役員)が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴追を受けた場合
(5) 自らまたは第三者を利用して、甲または交換者に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範国を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
(6) 甲または交換者に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合

2. 前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 28 条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 29 条(規約の変更)

1. 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
2. 本規約等または本規約等に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバ内で乙が lD およびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出品を継続した場合または甲の定める期間内にアカウント抹消の手続を採らなかった場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

以上

2014 年 11 月 14 日改訂
株式会社アスカネット